

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定有形文化財の指定をしたいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年7月29日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成26年7月25日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定有形文化財としての指定をするため必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(指定) 有形文化財 彫刻 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	岡崎市藤川町字中町南 15 番地	宗教法人称名寺



平成26年7月25日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会  
会長 安田 徳子

愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成26年1月17日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。

なお、指定理由については、別紙のとおりです。

記

有形文化財（彫刻）  
木造阿弥陀如来坐像

## 指定理由書

種 別 有形文化財 彫刻  
名 称 木造阿弥陀如来坐像  
員 数 一軀  
法 量 (単位 cm)

像高	87.0	髪際高	75.0
頂 顎	29.8	膝張	72.0
面長	17.6	膝奥	47.0
面幅	16.2	坐奥 (裳先奥)	55.5
耳張	21.2	膝高 (左)	12.5
面奥	22.0	(右)	13.0
肘張	51.8		
胸奥	26.3		
腹奥	30.4		

所在地 岡崎市藤川町字中町南 15 番地

所有者 宗教法人称名寺

住 所 岡崎市藤川町字中町南 15 番地

### 指定理由

岡崎市藤川町の浄土宗西山深草派寺院・称名寺の本堂に本尊として安置される阿弥陀如来坐像で、木造、寄木造り、玉眼、漆箔、像高 87.0 cm。

形状は、螺髪をやや細かめの粒状に彫出し（髪際 43 粒）、肉髻朱・百毫相をあらわす。耳朵環状とし、三道相をあらわす。衲衣は左肩をおおい、右肩に少し懸かって正面にまわり、端はふたたび左肩に懸かって背部に垂れる。下衣や覆肩衣をあらわさず、腹部正面で折り返す衣縁に複雑な襞をつくらない、シンプルで古典的な着衣表現である。左手は屈臂し、膝上で掌を仰いで第 1・第 2 指を相捻じ、右手は屈臂して右胸前で掌を前に向け、第 1・第 2 指を相捻じ、来迎印を結ぶ。結跏趺坐する。

構造は、頭体別材（頭部はヒノキ材、他は一部カツラ材併用か）とし、頭部は両耳後ろ約 2cm のところで前後に割矧ぎ（木芯は正面前方にはずす）内割りを施し、玉眼（水晶製）を嵌入する。肉髻部は別材を前後に寄せ、内割り、前半 3 箇所、後半 1 箇所を柄挿しとする。体幹部は正中で左右二材を寄せて内割りし、三道下 3cm 位置で頭部を首柄挿しとする。左半材の底面を一部棚板状に割り残す。体背部に、別材の背板（地付き幅 22.5 cm × 高 46 cm）、その上部に横木で肩材（幅約 23 cm × 高約 5 cm）を矧付け、右体側材との間にマチ材（幅最大 9 cm × 高 50 cm 余）を入れて、一括、浅く内割りする。左体側部は肘位置で前後に二材を寄せ、肩口および袖口上半部を矧ぎ、各内割り、左手首先を袖内に挿し込み矧付けとする。右は肩・肘・手首で矧ぎ、右腿付け根部に三角材を矧付け、内割りする。両脚部に横木一材、裳先前後二材（前方材後補）を矧ぐ。

各部は一括して内割りを施し、丸刀で細かく浚い、黒漆塗りとする（一部に布貼り）。玉眼は内割り側から漆で塗り込め、左右各上二本、下二本の竹釘の頭が現れることが確認されている。螺髪部を除いて錆下地漆箔、右肘など一部に布貼りを残す。

保存状態は概ね良好であるが、螺髪の一部を欠失し、白毫を亡失する。肉髻朱は後補であり、左第2・3指の指先、第5指、右第2・3・4指の指先、第5指に後世の補修が認められる。裳先前方材および表面漆箔後補（顔、右上腕など一部に当初の断文・漆箔を残す）、光背、台座も後補である。

銘文や関連する文書史料は確認されていないが、建暦2年（1212）の運慶作興福寺北円堂弥勒如来坐像を身近に学んだとみられる構造や衣文表現、かつ未だ宋風志向の賑やかさがなく、鎌倉時代初期、13世紀前半も第1四半期頃までの慶派作品と認められる。

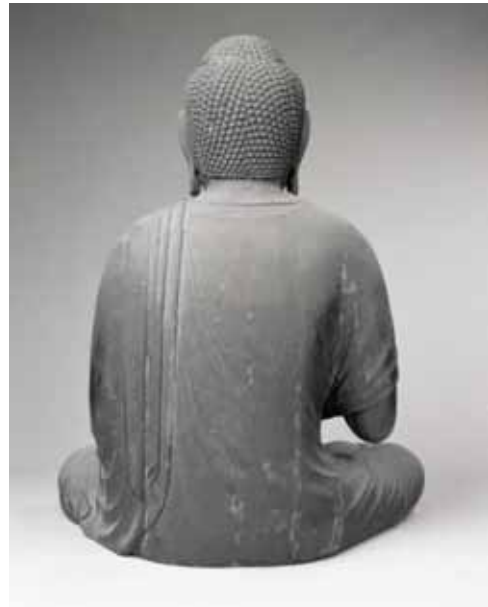
来迎印を結ぶ阿弥陀如来像は鎌倉時代に入るとむしろ立像が流行するが、本像は平安時代以来多く造立された坐像であり、当初は三尊像の中尊であったことも考えられる。やや大きめの頭部、張りのある頬、玉眼による知的な眼差しなどの特徴は、文治5年（1189）逗子市浄楽寺阿弥陀如来坐像など、初期慶派の作に通じるもので、髪際の中央を弛ませず、また腹部正面の衲衣の折り返しを単純な弧線のみであらわしている点も、比較的初期の慶派作品に多くみられるところである。しかし一方でその体軀は上記作品に比すると細身であり、膝前部の高さは低く抑えられ、衣文も浅く穏やかなものとなっており、ゆったりと構えた胸前の虚空間が意識されている点は、むしろ建暦2年（1212）興福寺北円堂弥勒如来坐像など、晩年期運慶の作風に近い。本像の螺髪や衣文などの彫り口にはやや生硬さがあり、頭部から体部への流れも北円堂像の円熟味には及ばないが、きわめて身近に、晩年期運慶様を学び、それに倣いつつも、髪際や衲衣の折り返しなどの部分では、むしろ若い頃の運慶作品を範とするなど、両方の要素が勘案されている。運慶次世代の作者による、若年期、晩年期の両方の運慶様の継承と再構成が企図された作品とみるべきであろう。

構造的には、めずらしく肉髻部が別材矧付けとなっており、背中に縦一材、その上方（襟際）に横一材を矧付ける点もあわせて、北円堂像と共通している点に注目したい。背面材は、北円堂像と同様に、背の丸みを強調するための矧ぎ木と考えられるが、その構造的特徴や像容を身近で見知っている者による制作とみられ、作者を運慶とともに北円堂の鎌倉再興に従事したその子弟周辺に求めうるであろう。

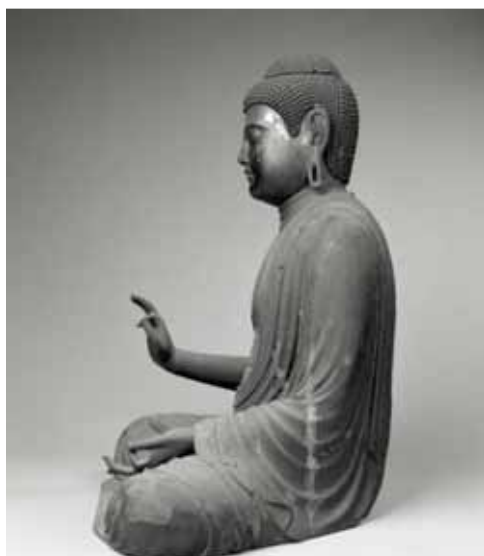
賑やかな宋風志向はまったくみられず、やや淡泊な衣文の彫り口、知的で気品ある静かな面貌は、仏師湛慶の作風に通じ、近くに瀧山寺（岡崎市）の運慶・湛慶作品が現存するだけに、気になるところである。一部に修理はあるが、概ね保存は良好であり、瀧山寺作品について、当地域に伝存する初期慶派正系のすぐれた作例として貴重である。



木造阿弥陀如来坐像・正面



背面



側面



像底

愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美 術 工 芸 品	絵 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 6	1	1 0 7
		工 芸 品	1 0 6		1 0 6
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 5		4 5	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 0		6 0	
伝統的建造物群					
合 計		6 0 8	1	6 0 9	